

第59回 鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催について（報告）

新型コロナウイルス感染症について、市内での情報共有及び感染症対策を図るために、見出しの会議を開催いたしましたので、下記のとおり報告いたします。

記

1 日時・場所・出席者

- (1) 日時…令和3年9月10日（金）15：30～16：00
- (2) 場所…鈴鹿市役所 6F 庁議室
- (3) 出席者…鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部構成員

2 「緊急事態宣言」及び「三重県緊急事態措置」の延長を受けた本市の対応について

(1) 保育所（園）や放課後児童クラブにおける対応について

緊急事態宣言期間中は家庭での保育が困難な場合を除き、登園（通所）の自粛をお願いする期間を次のとおりとする。

（変更前）令和3年8月27日（金）から同年9月12日（日）まで

（変更後）令和3年8月27日（金）から同年9月30日（木）まで

(2) 本市所管の貸館施設などの休館等について

本市所管の貸館施設等を原則として休館（使用中止）する期間を次のとおりとする。（対象施設等の詳細は別添のとおり。）

（変更前）令和3年8月27日（金）から同年9月12日（日）まで

（変更後）令和3年8月27日（金）から同年9月30日（木）まで

また、本市が所管するバーベキュー施設についても同期間使用禁止とする。